

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 地方自治法第二百五十二条の第三十六第一項の規定により包括外部監査契約を締結した件 三三
- 自衛官採用試験の試験期日及び試験場を定める件 三三
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件 三七
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 三七
- 県営土地改良事業計画を定めた件 二件 三七
- 保安林の指定をする予定である旨の通知をすることになっている森林所有者等の所在が不明のため当該通知の内容を掲示する件 三六
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件二件 三六

公 告

- 落札者を決定した件 三三
- 福島県個人情報保護条例により保有個人情報の開示等の運用状況を公表する件 三三
- 福島県情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件 三三
- 随意契約の相手方を決定した件 三三
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 三三
- 産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので公告する件 三三
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三三
- 土地改良事業の工事の完了について届出があった件 三三
- 福島県議会 三三
- 福島県議会情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件 三三

告 示

福島県告示第四百十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定に

より、包括外部監査契約(以下「契約」という。)を次のとおり締結した。なお、契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しは、この告示の日から三十日間、福島県総務部人事総室行政経営課において一般の閲覧に供する。
平成二十年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 契約を締結した者の氏名及び住所
上石 三好
- 二 契約の期間の始期
福島県郡山市鳴神一丁目十番地
平成二十年四月一日
- 三 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本調査費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用の額及び実費の額の合算
- 四 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算額に相当する額の範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払

(行政経営課)

福島県告示第四百十五号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第一百七十七条第一項及び第一百八条の規定により、平成二十年第三度第三次募集期における自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)の採用試験(男子)について、次のとおり定める。
平成二十年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 受付期間
平成二十年六月十六日(月)から同年七月十七日(木)まで
- 二 採用予定数
若干名
- 三 試験種目及び試験期日

試験科目	試験日
筆記試験(国語、数学、社会及び作文)	平成二十年七月二十日(日)
適性検査	
身体検査 口述試験	

四 試験会場

会場名	陸上自衛隊郡山駐屯地
住所	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

五 採用時期

平成二十年十月

六 応募資格

平成二十年十月一日現在で満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地）
電話〇二四―五四六―一九一九・一九二〇

（災害対策課）

福島県告示第四百十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県生活環境部環境保全総室一般廃棄物課、福島県中地方振興局環境部環境課及び玉川村住民事務課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 指定する区域

石川郡玉川村大字吉字五駄苜四十五番三の一部及び四十五番四の一部並びに字中ノ作六十九番四の一部、六十九番十六の一部及び六十九番十八の一部

二 指定する区域の埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号に規定する埋立地

（一般廃棄物課）

福島県告示第四百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年五月二十七日から同年九月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケイヨーデイツー会津若松神指店 会津若松市神指町大字四合字幕内南六百三十二―一ほか

二 変更しようとする事項

1 駐車場の位置及び収容台数の変更

(一) 数 (変更前) 三百四十六台 (変更後) 二百九十七台

(二) 位置 (変更前) 別紙図面のとおり (変更後) 別紙図面のとおり

2 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 (変更前) 四か所 (変更後) 三か所

(二) 位置 (変更前) 別紙図面のとおり (変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日
平成二十一年一月十五日

四 届出年月日
平成二十年五月十四日

五 届出をした者
株式会社ケイヨー

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第四百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、涌水地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年五月二十八日から
同 年六月十六日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

伊達郡国見町役場

（農村計画課）

福島県告示第四百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、柱田東地区に係る県営農地保全整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年五月二十八日から
同 年六月十六日まで（二十日間）

三 縦覧の場所

伊達市役所

（農村計画課）

福島県告示第四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により、保安林の指定をする予定である旨の通知をすることになっている次に掲げる者については、その所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を柳津町役場の掲示板に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。
平成二十年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 所在の不明な者の氏名及びその者に係る森林の所在場所

近藤良雄 河沼郡柳津町大字湯八木沢字萩平四八五、四八七、四八八、四八九の二、四八九の六から四八九の九まで、四九〇、四九一

二 通知の内容の要旨

1 土砂の流出の防備のため、前記森林を保安林に指定する予定であること。

2 指定後における当該森林について、指定施業要件を次のとおりとすること。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び柳津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第四百二十一号

福島県収入証紙条例（昭和三十一年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年三月二十六日次のとおり指定した。
平成二十年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称 住所

宗像 秀雄

指定の有効期間

平成二〇年四月一日から平成

売りさばきの場所

耶麻郡猪苗代町字本

カキ田三九一一 二五年三月三十一日まで

町二五一

株式会社山モ 大沼郡三島町大字 同 住所地に同じ
齋藤商店 宮下字居平五四
（出納総務課）

福島県告示第四百二十二号

福島県収入証紙条例（昭和三十一年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年四月一日次のとおり指定した。
平成二十年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称 住所

株式会社平和 河沼郡会津坂下町

指定の有効期間

平成二〇年四月一日から平成

売りさばきの場所

住所地に同じ

綜合企業 大字福原字長泥八

同 同 二五年三月三十一日まで

同 同 同

会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原二二 八一三

（出納総務課）

公 告

公出第275号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
平成20年5月27日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

福島県税務システム維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 落札者を決定した日

平成20年3月27日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社福島県中央計算センター 福島県福島市新町7番22号

5 落札金額

34,524,000円

6 契約の相手方を決定した手続

- 一般競争入札
7 特例政令第6条の公告を行った日
平成20年2月15日

(税務システム課)

公告第二百七十六号

福島県個人情報保護条例(平成六年福島県条例第七十一号。以下「条例」という。)第三十九条の規定により、平成十九年度における各実施機関の保有個人情報の開示等の運用状況を次のとおり公表する。
平成二十年五月二十七日

県庁長知事 佐藤 雅 平

- 1 保有個人情報の開示請求等の状況
(1) 受付窓口別の内訳

(単位 件)

区分	文書による請求	口頭による請求	合計
県政情報センター	10	692	702
県政情報コーナー	5	0	5
出先機関窓口	25	8,487	8,512
警察情報センター	35	6	41
合計	75	9,185	9,260

注

- 1 「県政情報センター」とは、県庁西庁舎に設置された窓口をいう。
- 2 「県政情報コーナー」とは、県中、県南、会津、南会津、相馬及びいわきの各地方振興局に設置された窓口をいう。
- 3 「出先機関窓口」とは、伊達、二本松、三春、棚倉、喜多方及び富岡の各合同庁舎内に所在する各出先機関並びに単独の出先機関並びに公立大学法人における窓口をいう。
- 4 「警察情報センター」とは、県警察相談センターに設置された窓口をいう。
- 5 「口頭による開示請求」とは、条例第17条第1項の規定により口頭により行うことができることとした保有個人情報に対する口頭による開示請求をいう(以下同じ。)

なお、本庁担当グループによる受付は、「県政情報センター」の区分に含める。
※ 条例第19条の訂正請求、条例第21条の4の利用停止請求及び条例第24条の苦情の申出についての実績は、なかった。
(2) 実施機関別の内訳

(単位 件)

実施機関の区分	文書による請求		口頭による請求		合計
	開示請求	請求	開示請求	請求	
知事直轄	0	0	0	0	0
知事直轄 総務部	2	2	31	31	33
企画調整部	0	0	0	0	0
生活環境部	0	0	0	0	0
保健福祉部	2	2	85	85	87
商工労働部	0	0	24	24	24
農林水産部	1	1	1	1	2
土木部	2	2	0	0	2
出納局	0	0	0	0	0
事業局	0	0	0	0	0
小計	7	7	141	141	148
議会	0	0	0	0	0
教育委員会	4	4	8,552	8,552	8,556
公安委員会	3	3	0	0	3
警察本部長	32	32	6	6	38

選挙管理委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
人事委員会	2	239	241
労働委員会	1	0	1
収用委員会	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0
公立大学法人福島県立医科大学	24	107	131
公立大学法人会津大学	2	140	142
合 計	75	9,185	9,260

2 文書による開示請求に対する決定等の状況

(1) 決定等の状況

(単位 件)

決定等		区分	件数
全 部		開 示	30
不 示	一 部	開 示	22
	小 計		52
不 開 示			20
うち公文書の不存在			20
取 下		げ	1

却	下	2
合 計		75

(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第12条に規定する不開示情報の区分	一部開示	不開示	合 計
第1号 (法令秘情報)	0	0	0
第2号 (本人不利益情報)	0	0	0
第3号 (開示請求者以外の個人に関する情報)	21	0	21
第4号 (法人等の事業に関する情報)	0	0	0
第5号 (個人の評価等事務に関する情報)	2	0	2
第6号 (犯罪捜査等情報)	15	0	15
第7号 (審議、検討及び協議に関する情報)	1	0	1
第8号 (事務又は事業に関する情報)	5	0	5
合 計	44	0	44

注 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示 (公文書の不存在を除く。) の決定件数の合計と一致しない場合がある。

3 不服申立ての状況

行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) に基づく不服申立てに対する決定等の状況は、次のとおりである。

(1) 件数

(単位 件)

不 服 申 立 て	決 定	
-----------	-----	--

前年度からの繰越件数	0	当該年度中にあった新規件数	4	却下	0	棄却	0	認容	0	一部認容	0	小計	0	取下げ	0	審理中	4
------------	---	---------------	---	----	---	----	---	----	---	------	---	----	---	-----	---	-----	---

(2) 件名等

申立て年月日	件 名	決定等の区分
平成20年 1月20日	平成19年11月9日付けでなされた自己情報開示請求の一部開示決定に対する審査請求	審 理 中
平成20年 1月20日	平成19年12月21日付けでなされた自己情報開示請求の一部開示決定に対する審査請求	審 理 中
平成20年 3月23日	平成20年 1月21日付けでなされた自己情報開示請求の一部開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成20年 3月22日	平成20年 2月8日付けでなされた自己情報開示請求の一部開示決定に対する審査請求	審 理 中

4 事業者に対する説明等の要求等の状況

(単位 件)

説明等の要求	是 正 の 勧 告	事 実 の 公 表	苦 情 相 談 処 理
0	0	0	5

(文書法務課)

公告第二百七十七号

福島県情報公開条例(平成十二年福島県条例第五号。以下「条例」という。)第三十条の規定により、平成十九年度における各実施機関の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 公文書の開示の請求及び申出の状況

(1) 受付窓口別の内訳

(単位 件)

区 分	請 求	申 出	合 計
県政情報センター	2,909	4,727	7,636
県政情報コーナー	1,364	70	1,434
出先機関窓口	303	0	303
警察情報センター	60	45	105
合 計	4,636	4,842	9,478

注

- 「請求」とは、条例第5条の規定による公文書の開示の請求をいう(以下同じ)。
- 「申出」とは、条例第32条の規定による公文書の任意開示の申出をいう(以下同じ)。
- 「県政情報センター」とは、県庁西庁舎に設置された窓口をいう。
- 「県政情報コーナー」とは、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの各地方振興局に設置された窓口をいう。
- 「出先機関窓口」とは、伊達、二本松、三春、棚倉、喜多方及び富岡の各合同庁舎内に所在する各出先機関並びに単独の出先機関並びに公立大学法人の窓口をいう。
- 「警察情報センター」とは、県警察相談センターに設置された窓口をいう。

(単位 件)

(2) 請求権者等別の内訳

区 分	件 数
請求	
県の区域内に住所を有する者からの請求	4,449
県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体からの請求	184
県の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者か	

らの請求	0
県の区域内に存する学校に在学する者からの請求	0
その他実施機関の行う事務又は事業に利害関係を有すると認められるものからの請求	3
小計	4,636
申出	
請求権者以外のものからの申出	4,842
合計	9,478

(3) 実施機関別の内訳

(単位 件)

実施機関の区分	請求	申出	合計
知事直轄	13	0	13
総務部	221	41	262
企画調整部	1	0	1
生活環境部	522	30	552
保健福祉部	572	118	690
商工労働部	28	17	45
農林水産部	1,369	35	1,404
土木部	405	4,526	4,931
出納局	40	4	44

事業局	小計		合計
	請求	申出	
教育委員会	78	19	97
公安委員会	0	0	0
警察本部長	60	45	105
選挙管理委員会	1,274	0	1,274
監査委員	4	0	4
人事委員会	0	0	0
労働委員会	0	0	0
収用委員会	0	0	0
海区漁業調整委員会	1	0	1
内水面漁場管理委員会	0	0	0
病院事業管理者	7	0	7
公立大学法人福島県立医科大学	40	7	47
公立大学法人会津大学	0	0	0
合計	4,636	4,842	9,478

2 公文書の開示の決定等の状況

(1) 決定等の状況

(単位 件)

決定等区分	請求	申出	合計
-------	----	----	----

開示	全部	3,502	4,463	7,965
	一部	879	288	1,167
小計		4,381	4,751	9,132
不開示		227	88	315
うち公文書の不存在		210	84	294
請求又は申出の取下げ		21	3	24
却下		7	0	7
合計		4,636	4,842	9,478

(2) 不開示理由の内訳

条例第7条に規定する不開示情報区分	一部開示	不開示	合計
条例第7条第1号(法令秘情報)又は旧条例第6条第1号	1	0	1
条例第7条第2号(個人情報)又は旧条例第6条第2号	457	2	459
条例第7条第3号(事業情報)又は旧条例第6条第3号	928	6	934
条例第7条第4号(犯罪捜査等情報)又は旧条例第6条第4号	19	0	19
旧条例第6条第5号(国、地方公共団体等関係情報)	0	0	0
条例第7条第5号(審議、検討等情報)又は旧条例第6条第6号	43	0	43
条例第7条第6号(事業執行過程情報)			

又は旧条例第6条第7号	82	10	92
旧条例第6条第8号(合議制機関等関係情報)	0	0	0
合計	1,530	18	1,548

注

- 1 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示(公文書の不存在を除く。)の決定件数の合計と一致しない場合がある。
- 2 条例第7条に規定する不開示情報の区分の欄に掲げる旧条例第6条各号は、条例附則第3項の規定により読み替えて適用される改正前の福島県情報公開条例(平成2年福島県条例第41号)第6条各号を示す。
- 3 不服申立ての状況
行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てに対する決定等の状況は、次のとおりである。

(1) 件数

不服申立て	決定				取下げ	審理中
	却下	棄却	認容	一部認容		
前年度からの繰越件数	8	0	3	0	3	0
1	1	0	3	0	3	6

(2) 件名等

(単位 件)

申立て年月日	件名	決定等の区分
平成18年12月7日	「地検押収資料に関する行政資料」の不開示決定に対する異議申立て	棄却
平成19年7月4日	「奨学金付金受入台帳」の一部開示決定に対する異議申立て	審理中
	「受託研究台帳等」の一部開示決定に対する	

平成19年7月4日	「共同研究台帳等」の一部開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成19年7月4日	「共同研究台帳等」の一部開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成19年10月12日	「医療材料納入業務の受託者の仕入れに関する文書」の不開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成19年10月19日	「奨学寄附金受入台帳」の一部開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成20年1月20日	「物件事故の取扱い」に係る通知」の却下処分に対する審査請求	棄 却
平成20年1月20日	「交通事故事件の捜査管理の徹底に係る通知」の却下処分に対する審査請求	棄 却
平成20年3月23日	「交通事故事件捜査の手引き」の一部開示決定に対する審査請求	審 理 中

(文書法務課)

公告第278号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける平成20年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成20年5月27日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成20年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部市町村総室市町村行政課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日

- 平成20年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
財団法人地方自治情報センター 東京都千代田区一番町25番地
 - 5 随意契約に係る契約金額
81,210,000円
 - 6 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(市町村行政課)

公告第二百七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年五月十六日
- 二 名称
特定非営利活動法人夢あるき
- 三 代表者の氏名
森田 まゆみ
- 四 主たる事務所の所在地
福島県会津若松市町北町藤室字藤室南百八十九番地一号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、発達障害児・者に対する療育・支援を行なうとともに、障害児・者に関する社会一般への知識の普及を図り、障害児・者の福祉の増進をめざし、地域福祉のために障害福祉サービスを提供し、貢献することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百八十号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百二十八号）第十条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
有限会社モンマ 代表取締役 門馬 喬
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
福島県南相馬市原町区鶴谷字牛踏一五六番地
福島県南相馬市原町区鶴谷字牛踏地内

(1) 請求等の内訳

(単位 件)

区 分	件 数
請 求	5
申 出	0
合 計	5

注

- 1 「請求」とは、条例第6条の規定による公文書の開示の請求をいう（以下同じ。）。
 - 2 「申出」とは、条例第31条の規定による公文書の任意開示の申出をいう（以下同じ。）。
- (2) 請求権者等別の内訳

(単位 件)

区 分	件 数
請求	5
県の区域内に住所を有する者からの請求	5
県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体からの請求	0
県の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者からの請求	0
県の区域内に存する学校に在学する者からの請求	0
その他議会の行う事務又は事業に利害関係を有すると認められるものからの請求	0
小 計	5
申出	0

請求権者以外のものからの申出

合 計

0
5

2 公文書の開示の決定等の状況

(1) 決定等の状況

(単位 件)

区 分	請 求	申 出	合 計	
				全 部 開 示
開 示	一 部 開 示	1	0	1
	小 計	4	0	4
不 開 示	1	0	1	
うち公文書の不存在	1	0	1	
請求又は申出の取下げ	0	0	0	
却 下	0	0	0	
合 計	5	0	5	

(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第8条に規定する不開示情報の区分	一部開示	不開示	合 計
第1号 (法令秘情報)	1	0	1
第2号 (個人情報)	0	0	0
第3号 (事業情報)	0	0	0
第4号 (犯罪捜査等情報)	0	0	0

第5号 (審議、検討等情報)	0	0	0
第6号 (事業執行過程情報)	0	0	0
第7号 (議会の会派又は議員の活動に関する情報)	0	0	0
合 計	1	0	1

3 不服申立ての状況

公文書の開示の請求に対する決定について、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) 第6条の規定に基づき不服申立てがあったものは、次のとおりである。

(単位 件)

不 服 申 立 て	決 定				取下げ	審理中
	当該年度中にあった新規件数	却下	棄却	認容		
前年度からの繰越件数	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
				一部認容	小計	

(総務課)